一般社団法人医療情報標準化推進協議会

パブリックコメント募集に関する規程

第１章 総 則

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下本法人と称す）が医療情報標準化指針申請の取扱に関する規則第１２条３項及び第１４条で定める、申請された HELICS 標準化指針に対する意見を、広くその利用者から求める、パブリックコメントの募集方法について定める。

第２章 パブリックコメントの募集方法

（募集）

第２条　HELICS 標準化指針に対するパブリックコメントは標準化委員会が募集する。

２　パブリックコメントの募集は、本法人のウェブサイトに掲載して実施する。

３　パブリックコメントの募集期間は、原則１カ月とし、必要に応じて最長２カ月とすることが出来る。

４　意見は、パブリックコメントの募集用メールアドレスへの投稿によって募集する。

５　事務局は、パブリックコメントの募集について会員に周知する。

第３章　パブリックコメント規程の改廃

（本規程の改廃）

第３条　本規程は、標準化委員会の決議により改廃できる。

２　標準化委員会は改廃の結果を理事会に報告する。

附則

本規程は ２０２１年（令和３年）１２月２７日より施行する。

本規程は ２０２６年１０月２７日より施行する。